

介護報酬への意見

私は現在介護サービスを週一回家事と入浴介助を受けています。脳梗塞、呼吸器疾患、歎心症、脊椎骨折、右内障で74才の一人暮らしで、年金で生活しています。アーマネージャーが時折見えて回数も増え、おうどいわれ、私も本当に週三回位お願ひいたい所ですが、介護保険、国民健康保険、病院の四科受診の一割自己負担、加えてタクシの通院で、医療に関する費用が、年金の多くを占めています。これから入院など起きたり絶対入院はでき方からと覺悟しておきます。(タクシは片道三千円)この上医療費自己負担が今取沙汰され、来年は二割か三割になつたらどう生活すればよいか悩んでいます。確かにヘルパーさんは少刻みて動き、低賃金、移動費はみてもうえ、昼食すらほとんど構わない臭態があり、加えて、当巣寒地はヘルパー自身の車を駐車するため除雪もしなければなりません。利用者はそうしたヘルパーさんの費用は一割自己負担で、支払う時は申し訳ない気持で一杯です。といって、もし医療費の自己負担が二、三割になると、介護サービス料も同じく増えるでしょう。

改定も利用者に反映されるのであれど、とても辛うございます。

今年金等の確定申告期間ですが、私の程度であれば控除対象にならないことを知りました。重度でオーツ等は控除されますか、ヘルパーへの支払、も私の場合対象外だとです。

せめて要介護であれば控除の対象に一応一と想ります。これは国税関係だから、厚労省は認知外といわ、働きかけたは一と想ります。年賀等の住宅改良も対象外です。私は車椅子を使用していますが、これも購入しても対象外と言われました。けれど死に万願としてやつと認めてもらいました。マニアルには書かれています。

介護認定に医師の診断がありますが、一つの科だけです。私の場合は外科だけだ、あとは市の訪問調査だけです。器外科では右半、右足が不自由ですが、身障手帳四級です。内科は三級と医師は言われてます。が三級と四級ではあまり内容が違わないで、四級のままです。脳梗塞になる前年、悪道で滑り右手首骨折、右椎骨過骨折でセルчат着用です。一科のみしか書く欄がなく、あとは訪問調査ですが、それが何でこれがつかとても不安です。

今訴てもう一つの医師、科の薦金部記入で手帳を二つ持つます。
訪問は人に手て渡取り方がまちまちです。以上は介護関係で、州
改定となると少しほれていろかも知れませんが、厚生労省と一ヵ月受け
頂け山は幸りです。

なお、これは国税関係、よく分かりませんが、私は本州から帯広に
事情ありて住みかえしたが、年金は全国同一基準で計算されて
います。北海道は広大な土地故、交通手段が自家用車か、タクシー
しかありません。本州ほどうとうありますか。郵便局も歩く所になく、
車でないと行けません。厳寒地に近く事ができなか暖房です。

勤め人は賃雇費が、燃料費がかかりますが年金は全国同一です。
極端な説、沖縄も北海道も同じです。北海道は夏も時として暖
房が必要な日もあります。水道料も高く、冬期の野菜、果物は
とても高いのです。それでも全国同じ基礎計算で年金が支払われ
ているのです。北海道へ生活かいがに困難であるが政府も考えてもら
い方のです。痛々負けなう公平にしてほーのです。

「ううう、書けやがーちが、他に訴える術を知りませんで、書かせーだ。」
也許（トドケ）ない。國、民間のトップ、福祉関係の多くの上層部の
不満事、ここで痛手は直ぐでんかけと云われても、そのまことに古稀
者に向けて身體加重（じゆうじゆう）する。これが上負担が増（ふ）ると

どんなに体が悪くなつても医師にかかることはひからなくてます。

「へへへ、なんにもか世話をなれません。どうをううへへみ願（ねが）ひ申（し）上げます。
さてでも、と住民や高齢者（こうりょうしゃ）のことを知って下さい。その機会（きかい）を与（よ）えて
下さい。毎（まい）生活（せいかつ）のみの声も聞（き）いて下さい。禁（きん）嚴寒（げんかん）地（じ）の人々（ひとびと）の声
も聞（き）いて下さい。」

梅澤祐子

介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名 高木 まゆ
あやめ

個人の場合

1. 介護サービス利用者本人
2. 利用者の家族
- ③ 介護事業サービス関係者（ヘルパー）
4. その他

意見内容

- ④ 身体介護と家事援助の報酬単価を同一にしてほしい
- ⑤ 移動、記録等の時間もきちんと労働時間に入れてほしい

(注)

- ・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

〈介護報酬改定への意見〉

現在行なわれている介護報酬改定は、絶対改定
すべきです。身体複合、家事の段階に含まれて
いますが、向を根柢に格差をつけているのでしょうか。
身体介護と介護援助の報酬の差はあまりにも
あります。援助が働くへいへーと申します。家事は
いません。

向役介護援助と併く見ます。

内容を伺わかれてない。机の前に座って聞いて。考え
られる、男ですか。「家事は、支はなく誰にでもできます
簡単な仕事」とよく決めてのことはとし。考えられません。
ヘルパーの入浴などの機能障害は、家事援助とか
あります。利用者にとって、衣・食・住に関する
部分は生命にかかる大事な部分です。

毎日食事に関しては、利用者(高齢者)にとって
薦めない大切なシステム(リクレーション)も兼ねていく
栄養、嗜好、体調、精神的など、経済面を考慮
しながら適切な食事をそれこれ異なる場所で利用
者に呑ませながら頭と身体をフル回転させて
行ないます。又衣・住に関しては利用者の
日常生活を快適に満足させ様に精いっぱい

努力しています。

又、利用者の身体にきわどいもの、身体介護として位置づけよなうは、家事援助員もしくはその他の支援により身体介護を行ふことがあります。
(それとも家事援助の報酬あります。)

現在の状況では、移動にはより腰痛と取られ、体力を消耗し、一日中動きまわり、この2つは、筋肉腰痛は、より腰痛が通常です。

他の職種以上で、めりかねないと感じます。

ところがこの介護報酬あります。身体と家事とと分けたではなく、一本化してしまって良く思えます。身体介護を下げて、家事援助を上げて、全く複合の報酬にしておかなければならぬと思われます。

利用者にとって身体と家事と分け、サ一レにされることは決して望んでいたと感じます。(以上)

岡田 清美 <へい/10-1>

ケアハウスについての意見

このケアハウスは介護保険の始まりと同時に開設になりました。しかし、開設準備室での入居説明や見学に行ったにもかかわらず、指定特定施設であるということを一切説明せず、又、特定施設の利用契約の無いまま介護保険利用料が請求された。事務職員に説明を求めたところ、この施設は介護認定を持っている人は全員介護料1割を請求できる施設であると説明された。ほとんどの人がそのような話を聴いていないと大騒ぎになった。その後、事務職員が指定特定施設入所者生活介護重要事項説明書と、指定特定施設入所者生活介護利用契約書を、各部屋を回り、書名、印を取って歩いていた。入居するにあたり家を処分して来ている人に、利用契約の締結を強要し介護保険を不正に受け取っている。その後もこのようなことが引き続き行われている。退去者、家族も含め、全員からのアンケート調査、聞き取り調査をしてほしい。また、特定施設は利用者の側において、介護を受けるかどうかを自由に選択して契約をすることが出来るものであるということが全般的に知られない無い為に、このような事が起きているのではないかでしょうか？ケアハウスの募集パンフレット、新聞、市の広報誌などでもっと知らせる必要があると思います。

特定施設での介護報酬についてですが、このケアハウスは要支援、介護1の人がほとんどである。病院、特別養護老人ホーム、グループホームがあり全てが廊下でつながっている。ケアハウス内に介護室や機能訓練室などは無く、病院に行ってするようです。また、施設内に介護者が固まっているので掃除、洗濯の介護に行く場合の移動の時間がごくわずかである。風呂の介護も毎日ではなく、週2回と少なく好きな時間に入ることが出来ず職員がヘルパーに合せて、時間になったら順番に呼び出して入れている状態である。一般家が車で移動しながらの訪問介護とは違い、移動時間が短くロスが少ないので、施設介護の場合の料金はもっと下げていいのではないだろうか？

6ヶ月ごとの介護再認定時において、特定施設の人からの生活状態、身体的状態のアドバイスは受けないようにした方がよい。介護が上がれば？施設の収入が多くなるので、アドバイスの公平さが保たれないのではないかでしょうか？

岡本 恵子

介護報酬に関する意見

事業所名 ヘルパーステーションふじみ野 サービス提供責任者 小川 久子

事業内容 訪問介護事業所

意見内容

「長生きなんかするものじゃない、介護保険料は高く、利用料の支払いも大変、この医療費が上がったら生活していくない」「精神病をもった息子をかかえ、収入は年金だけ、もう少し、あと1日でもヘルパーさんが来てくれたら助かるけど、これ以上の支払は苦しい」「家族が仕事に出なければ私たちは生きていけない。帰ってくれば自分たちの世話で大変、みんなに迷惑かけるより死んでしまった方がいい」等々、利用者の方々の声がアンケート調査で見えてきます。

- ・介護保険が実施され毎月の負担金が2.6倍、10400円も増えた。
- ・要介護者本人の年収では100万円未満が46.7%もあり、介護費用が生活を大きく圧迫している。
- ・介護者の負担は軽減していない。

等の実態が明らかとなっています。

介護保険が目的とする「介護の社会化」とはほど遠い。保険料、利用料を支払ってもこれなら仕方ない納得するというものになっていない。利用上限額を無くし、利用したい人が利用したい分を提供できるようにしてほしい。

安心して住み慣れた地で生活できるように利用料の負担割合の見直しをしてほしい。介護における家事援助は、身体介護等と切り離せない一体的な自立支援であり、専門性が要求される。家事援助の報酬単価の引き上げとヘルパーの身分保障としての報酬単価の低さを改善してほしい。

【意見公募様式】(A4版 タテ、1枚以内)

冒頭に「介護報酬に関する意見（意見公募）」と記載

○氏名又は名称・代表者の氏名

小川 包子

○個人の場合：

※上記には、以下のいずれかを選んで記入して下さい。

1. 介護サービス利用者本人 2. 利用者の家族
③ 介護事業サービス関係者（ヘルパー） 4. その他

○団体の場合：事業又は活動の内容

ヘルパー派遣事業

○意見内容

この度、医療費の値上げやバーマンソン病難病指定の取消等により、介護保険サービスへの需要が減ってますます不景気になる気がします。最も弱い病人にこれ以上不利を強いることのない政策を望みます。

(注)

- ・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・上記事項を記載した用紙とは別に、
 - 住所
 - 電話番号
 - 連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。